

1 議事日程（5日目）

〔令和5年太宰府市議会第1回（3月）定例会〕

令和5年3月23日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第4号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第5号 太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程第3 議案第6号 太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第4 議案第7号 太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について
- 日程第5 議案第8号 太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第9号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第10号 太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第11号 太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第12号 太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第13号 太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第17号 令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第18号 令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第13 議案第19号 令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第20号 令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第15 意見書第1号 建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書
- 日程第16 議案第3号 市道路線の認定について
- 日程第17 議案第15号 令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第18 議案第21号 令和5年度太宰府市水道事業会計予算について
- 日程第19 議案第22号 令和5年度太宰府市下水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第14号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第21 議案第16号 令和5年度太宰府市一般会計予算について
- 日程第22 議案第23号 令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第23 議案第24号 令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第24 議案第25号 太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について
- 日程第25 発議第1号 太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番 タコスキッド 議員
3番 今泉義文 議員
6番 入江 寿 議員
8番 徳永洋介 議員
10番 堺 剛 議員
12番 原田久美子 議員
14番 陶山良尚 議員
16番 長谷川公成 議員
18番 門田直樹 議員

2番 馬場礼子 議員
4番 森田正嗣 議員
7番 木村彰人 議員
9番 舩越隆之 議員
11番 笠利 毅 議員
13番 神武 綾 議員
15番 小畠真由美 議員
17番 橋本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市長	楠田大蔵	副市長	原口信行
教育長	井上和信	総務部長	山浦剛志
総務部経営 企画担当理事	村田誠英	市民生活部長	中島康秀
健康福祉部長	川谷 豊	健康福祉部高齢者福祉担当理事 兼高齢者支援課長	行武佐江
都市整備部長	高原 清	都市整備部理事 兼総務部理事	山崎 謙悟
観光経済部長	友添浩一	教育部長 兼文化学習課長	中山和彦
教育部理事	堀 浩二	教育部理事	藤井泰人
経営企画課長	轟 貴之	文書情報課長	高原寿子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（4名）

議会事務局長	木村幸代志	議事課長	花田敏浩
書記	三舛貴市	書記	井手梨紗子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておっております。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第4号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（門田直樹議員） 日程第1、議案第4号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会及び建設経済常任委員会に分割付託しておりましたので、各委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

[14番 陶山良尚議員 登壇]

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第4号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

今回の改正箇所は2点あり、1点目は、昨年7月に文化庁の認定を受けた太宰府市保存活用地域計画の策定のため設けた協議会を、計画を推進する上で必要な協議を行う機関にするため、太宰府市文化財保存活用地域計画策定協議会から太宰府市文化財保存活用推進協議会に変更するものです。

2点目は、西鉄二日市駅の北にある客館跡整備を行うために設けた整備検討委員会を、客館跡に限定せず、市内の史跡整備を対象とする機関とするため、大宰府跡推定客館地区整備検討委員会から太宰府市史跡整備検討委員会に変更するものです。

委員からは、1点目について、「文化財保存活用地域計画の策定」が「文化財保存活用地域計画の推進等」になっているが、「等」が加えられた理由についての質疑がなされ、執行部からは、文化財保護法に規定されている法定協議会であり、計画の変更なども入っているため加えたとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第4号の当委員会所管分は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 入江寿議員。

[6番 入江寿議員 登壇]

○6番(入江 寿議員) 建設経済常任委員会に付託されました議案第4号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」の当委員会所管分につきまして、主な審査内容と結果を報告いたします。

改正バリアフリー法に基づき、市町村は単独でまたは共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針及び移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を作成するよう努めるものとされています。

今回の改正は、この方針及び基本構想の作成を検討するに当たり、太宰府市バリアフリー基本方針検討協議会を設置するため、当該条例に追加するものです。

委員から、この基本構想にて検討する対象範囲は市の公共事業までなのか、民間の建物にまで及ぶのかとの質疑があり、執行部から、計画に盛り込まれた場合は、公共事業だけでなく、民間の施設を含めて事業の位置づけを描ける構想となっているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第4号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(門田直樹議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号に対する各委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2から日程第5まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第2、議案第5号「太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」から日程第5、議案第8号「太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第5号から議案第8号までの4件について、その主な審査内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第5号「太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月に成立、公布され、個人情報の保護に関する法律等についての改正が行われました。

本改正の趣旨は、国や地方におけるデジタル業務改革推進に伴うデータの質、量的な拡大に対応するため、民間部門だけでなく、公的部門における個人情報の取扱いも個人情報保護委員会が一元的に監視監督する体制を確立するとともに、活発化する官民や地域の枠を超えたデータの利活用に対応するため、別個の法令による規律で生じてきた旧法制の不均衡、不整合を是正し、法の目的である個人情報の有用性に配慮した個人の権利利益の一層の保護を図ることとされています。

これまで地方公共団体が保有する個人情報は、各自自治体の異なる条例で規律されており、いわゆる2,000個問題として指摘されていました。改正法施行後は、全国の地方公共団体が保有する個人情報は法で規律され、統一的に運用されることに伴い、地方公共団体の条例で定めることとする委任事項のみ所要の規定を整備する必要が生じ、現行の個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置規定を設けるほか、現行条例を引用する関係条例の規定の整理をする必要があったことから、本条例において併せて改正するものです。

委員からは、法改正の影響で、本市の個人情報保護制度において後退した部分があるのかなどの疑問がなされ、執行部からは、例えば、定義として死者情報や困難照合情報等が現行条例には定められていたが、法では規定されなくなったなどがあるなどの回答がありました。

その他疑問を終え、委員からは、この施行条例の基である個人情報保護法についての懸念があるため反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第5号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第6号「太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」、改正後の個人情報保護法において、開示決定等の審査請求は行政不服審査法の規定にのっとりて諮問しなければならないとされており、執行機関の附属機関として地方自治体に本審査会を置くこととされています。

本審査会では、個人情報や非公開情報を取り扱う場面が想定されますが、現行の条例では委員の守秘義務違反に対する罰則規定がないことから、罰則規定を設けて委員の適切な個人情報の取扱いを担保するため、個別の設置条例を新たに制定するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第6号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第7号「太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について」、改正後の個人情報保護法において、地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができるとされています。

本市は、保有個人情報をシステム上で管理しており、審議会が個人情報の適正な取扱いの確保に係る調査審議を行う際、保有個人情報のアクセス権限といった管理実態をはじめ、本市の情報セキュリティの一端を関知しなければならないことが想定されます。このような場面においては秘密保持が求められるけれども、現行の条例では委員の守秘義務や守秘義務違反に対する罰則規定がないことから、罰則規定を設けることで意義ある調査審議が行われることを担保するため、個別の設置条例を制定するものです。

委員からは、第2条第2号に、個人情報の保護に係る制度に関する重要事項について調査審議するとあるが、具体的な内容の想定はなどの質問がなされ、執行部からは、制度の運営に加え、制度そのものの重要事項も議論することとなるなどの回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第7号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第8号「太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例について」、今回の改正は、改正後の個人情報保護法で開示請求等の対象となる保有個人情報について、地方公共団体の機関については、地方公共団体等行政文書に記録されているものに限るとされているものの、その対象として政令で定めるものについては除外規定が設けられています。

この点、改正後の個人情報保護法施行令では、公文書館等において歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として、一定の方法により特別の管理がなされているものを地方公共団体等行政文書から除外する旨が規定されています。この規定を踏まえ、公文書館で利用制限できる範囲を改正法及び改正法施行令と同一にし、現在とおおむね同等の利用が行えるよう改正を行うものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第8号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第5号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第6号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第7号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第8号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第5号「太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 議案第5号「太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、反対の立場で討論を行う。

新条例案は、個人情報の保護に関する法律の改正を受けての提案であり、市としては自動的に条例制定と言える。また、改正法に対する特筆すべき拡張があるわけでもない。したがって、これを国法の施行条例として賛否を判断するか、この条例案がくみする個人情報保護制度が市民、国民あるいは自治体にとってどうなのかを考えて判断するかで、議案への評価は変わる。前者の立場を取れば、反対する必要はないが、私は自治体の議員として後者の立場を取る。

個人情報保護制度の充実の歴史的経緯は、地方自治体が先行し、国が追随するという形で進んできたことに一般に異論はなく、それは地方自治の実体化に寄与するものでもあった。同時に、この過程は、国民、市民の個人情報に関する権利の理解の深化を伴うものでもあった。引き続き社会の変化に国が即応していくことを可能とするためにも、肯定的に受け継ぐべき歴史的経緯を経てきたと評価すべきであり、地方分権化が進む現代の日本で行われる全国民的な制度の改変であれば、その持つべき方向性はおのずと明らかである。

詳しくは、といってもごく控え目に昨年行った一般質問でも述べたので省略するが、法の目的規定、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護する、つまり個人の権利利益を

有用性の限定下に置くという理念に基づいて設計された制度を、国民として、自治体の議員として、望ましいものと考えすることはできない。したがって、この議案には反対する。

あわせて、関連して提案された条例案議案第6号、第7号についても反対することをあらかじめここで述べて、討論とします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 議案第5号「太宰府市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」、反対の立場で討論いたします。

今回の施行条例は、2021年5月に成立したデジタル関連法の一つ、個人情報保護法の改定により、自治体がそれぞれ設けてきた個人情報保護の規則がデータ流通の支障になるとして一元化されたことにより、制定されるものです。

個人情報保護法の改定において、個人のプライバシー侵害、地方自治の侵害、国民生活への影響、利益誘導、官民癒着の拡大につながる問題があることから、条例制定及び関連する第6号審査会条例、第7号議案審議会条例についても反対といたします。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対2名 午前10時17分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第6号「太宰府市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（門田直樹議員） 多数起立です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対2名 午前10時17分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第7号「太宰府市情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(門田直樹議員) 多数起立です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対2名 午前10時18分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第8号「太宰府市公文書館条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時18分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6から日程第15まで一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第6、議案第9号「手数料条例の一部を改正する条例について」から日程第15、意見書第1号「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[15番 小島真由美議員 登壇]

○15番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第9号から議案第13号、議案第17号から議案第20号及び意見書第1号について、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第9号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」、本条例は、動物

の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、令和4年6月1日から、販売に供される犬や猫へのマイクロチップの装着及びマイクロチップ内の所有者などの情報について、環境大臣が指定する指定登録機関に登録することが義務化されるとともに、狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例制度、いわゆるワンストップサービスが設けられ、この制度に参加することに伴い、現行の手数料と動物の愛護及び管理に関する法律による登録手数料のすみ分けを明記する必要性が生じたため、条例の一部を改正するものです。

審査の過程において、委員から、指定登録機関が市内にあって、そこでマイクロチップを埋め込んだ場合、市町村長が求めない限りは市町村には登記の記録は残らないのか。また、3,000円の登録費用は取らないことになるのかとの質疑がなされ、執行部より、指定登録機関は、公益社団法人日本獣医師会1か所となっており、本市でマイクロチップを埋めて、本人がオンライン登録された場合、環境省のデータベースに入り、そこからそれぞれの市町村がワンストップサービスに参加するとした場合には、そのデータベースを見ることで市町村が情報を確認できる。また、本人がこの機関に登録する場合は、オンラインでは300円、オンラインでない場合は1,000円の登録料のみ必要となるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第9号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、本条例につきましては、本市の保育所等に係る利用定員、運営及び給付費等に関する基準を定めるものですが、今般条例制定の基準となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたことによるものです。

審査の過程において、この改正内容の周知方法について質疑がなされ、執行部より、条例改正の周知については、年8回行っている園長会議等を通じて行っている。今回改正の懲戒権の規定が削除ということもあるが、今般話題になっている不適切な保育なども含めて、前回の園長会議でもしっかりと共有を行ったとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第10号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、本条例は、本市の小規模保育事業所等に係る設備、運営に関する基準を定めるものですが、送迎用バスに置き去りにされた児童が亡くなるという不幸な事件が発生したことなどを受け、条例制定の基準となる家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

改正内容の主なものは、家庭的保育事業者等に対して、利用乳幼児の安全を確保するため、事業所等ごとに安全に関する事項について計画を策定すること、また、当該安全計画に沿った

職員研修や訓練の実施、取組内容の保護者への周知等が事業者の義務として規定されます。その他、自動車を運転する場合の利用乳幼児の所在の確認についても、事業者等の義務として規定されています。

審査の過程において、委員から、ここで言う保育の入所定員数は何人なのか、所在確認の必要な自動車の定義はなどの質疑がなされ、執行部より、この家庭的保育事業等には、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業などがあり、本市には小規模保育事業しかないが、その認可定員は6名から19名となっている。また、所在確認が必要な自動車は、運転席とその後部2列目までは必要ないが、3列目以降の席がある自動車は、基本的にブザーを設置することになっているとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第11号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」、本条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、重度障がい者医療費の支給における施設所在市町村の財政負担を軽減する観点から、施設入所前の市町村が支給決定を行っている、いわゆる居住地特例の対象となる施設に、今回介護保険施設等を追加するため、条例の一部を改正するものです。

委員から、改正条文では「入所等」の文言が入っているが、この等とは何を意味するのかとの質疑がなされ、執行部より、対象施設の中に医療機関というのが含まれており、県から示された準則にのっとり、介護保険施設等の中に医療機関の介護病棟を含むことから、入院という部分が生じてくるので、入所等となっているとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第12号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、本条例は、健康保険法施行令等の改正に伴い、太宰府市国民健康保険の出産育児一時金の基本支給額を40万8,000円から48万8,000円に改め、出産育児一時金全体の支給額としては、現行の42万円から50万円に引き上げるための条例改正となります。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第13号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」、歳入歳出予算の総額はそれぞれ71億664万4,000円で、前年度と比較して1億2,220万6,000円、率にして1.7%の減となっています。

その大きな要因としては、団塊の世代の後期高齢者医療への移行や、被用者保険の適用拡大による国保被保険者数の減少と、前期高齢者の割合の増加及び医療の高度化によるものであるとの説明を受けました。

審査の過程で、委員から、一般管理費のWi-Fiの通信料の用途について質疑がなされ、

執行部より、マイナンバーカードを健康保険証として利用する際にひもづけを行う手続を、国保年金課に備付けのタブレット端末で行っており、その分に係る通信料であるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第17号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号「令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」、歳入歳出予算の総額はそれぞれ14億4,737万円で、前年度と比較して5,193万9,000円、率にして3.7%の増となっています。

その大きな要因としては、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の増であるとの説明を受けました。

委員から、本市の後期高齢者医療被保険者数の推移について質疑がなされ、執行部より、本市の後期高齢者医療被保険者数は、令和2年度が1万47人、令和3年度が1万424人、令和5年が1月末で1万853人となっており、今後年間1,000人近くの方が75歳を迎えられ、後期高齢者医療へと移行していくこととなり、しばらくは増加傾向が続くとの回答がなされました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第18号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」、歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定でそれぞれ58億6,639万4,000円、前年度と比較しまして8,300万2,000円、率にして1.4%の減、次に、介護サービス事業勘定ではそれぞれ6,274万1,000円で、前年度と比較しまして142万5,000円、率にいたしますと2.2%の減となっています。

主な要因としては、デイサービスやデイケア、訪問介護などの居宅介護サービス給付費が前年度と比較して7,385万8,000円の減、また特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設介護サービス給付費も2,105万8,000円の減となっている一方で、地域密着型介護サービス給付費では、令和5年度に認知症対応型共同生活介護、グループホームの新設が予定されており、1,284万3,000円の増となっていることなどによります。

委員から、介護給付費、地域密着型介護サービス給付費における予算算出の方法を変更したことに関連して、令和4年度の予算と決算見込みの差額について質疑がなされ、執行部より、介護給付費は、国においておおむね3年ごとに行われる報酬改定が見込まれたため、その分多く見込んでいたが、結果的には伸びなかったことによるものとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第19号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号「令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」、歳入歳出予算総額はそれぞれ35万4,000円となり、前年度当初予算と比較し2,000円の増となっています。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第20号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。

次に、意見書第1号「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書」について協議を行った結果、本意見書に対する意見、討論はなく、採決の結果、意見書第1号は賛成少数により否決すべきものと決定しました。

以上で議案第9号から議案第13号、議案第17号から議案第20号及び意見書第1号についての報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第9号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第10号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第11号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第12号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第13号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第17号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第18号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第19号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第20号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第1号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第9号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時34分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第10号「太宰府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時34分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第11号「太宰府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時35分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第12号「太宰府市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時35分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第13号「太宰府市国民健康保険条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第13号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時36分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第17号「令和5年度太宰府市国民健康保険事業特別会計予算について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時36分〉

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第18号「令和5年度太宰府市後期高齢者医療特別会計予算について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時37分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第19号「令和5年度太宰府市介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時37分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第20号「令和5年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時38分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、意見書第1号「建設アスベスト被害者の救済とアスベスト対策の拡充を求める意見書」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 賛成の立場で討論を行います。

2021年5月17日、最高裁判決により建設アスベスト訴訟について国の責任を認める判決が確定しました。同年6月、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律が9日に可決、16日に公布されています。迅速な法の制定であったと言えます。

その一方で、被害者について対象者が限定されていること、また、法自体が補償の在り方について検討の余地があるとしていること、及び今後の建設物の解体時などの健康影響への懸念はあるものの、アスベストの調査、除去作業への国の補助が自治体による補助を前提としてお

り、地域間で違いが生じ得ることなど、アスベストによる被害を未然に防ぐという観点に立つてみると、被害者救済と建築物所有者や自治体への支援の両面に、制度上、不十分な点が残っています。

太宰府市議会は、最高裁判決より前、平成31年3月に建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決を求める意見書を全会一致で可決、提出し、被害者の救済を求めてきました。アスベスト被害の拡大に国も責任があると認められた点を考慮すれば、救済と予防の双方に国が責任を持って有効、確実な救済制度を設けることが望ましいと考え、意見書に賛成者として名を連ねました。

福岡県議会も、昨年12月に今回の意見書と同じ趣旨の意見書を採択し、提出しています。太宰府市議会からも意見書を提出し、被害が繰り返されることのない制度を国が確立することを後押ししたいと考えます。議員各位に賛同を呼びかけ、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は否決です。ここで本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（可否同数）

○議長（門田直樹議員） 可否同数であります。

よって、地方自治法第116条の規定により、議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、議長は否決と裁決いたします。

よって、意見書第1号は否決されました。

〈否決 賛成8名、反対9名 午前10時41分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16から日程第19まで一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第16、議案第3号「市道路線の認定について」から日程第19、議案第22号「令和5年度太宰府市下水道事業会計予算について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 入江寿議員。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第3号、議案第15号、議案第

21号及び議案第22号について、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、議案第3号「市道路線の認定について」、今回認定するのは、路線名坂口2号線及び吉松・中道2号線の2路線で、そのうち坂口2号線は、高雄二丁目で福岡県立太宰府高等学校への道路入り口から北西側にあり、都市計画法に基づく開発行為での新設道路です。

執行部から説明を受けた後、坂口2号線について委員全員で現地調査を行い、道路状況の確認をしました。

委員からは、坂口2号線周辺の開発に当たっては、業者の方とどのような協議、指導を行ったのかとの質疑があり、執行部からは、県や市の開発指導要綱、整備要綱に沿った形で指導しているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第3号は委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第15号「令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第4号）について」、今回の補正内容は、本市が加入している御笠川那珂川流域下水道及び宝満川上流流域下水道の維持管理負担金に剰余金が生じたことによる精算返還金として、その他特別利益1,872万9,000円を増額するものです。

委員からは、各流域下水道の負担金についてどのように協議されているのかとの質疑があり、執行部からは、年度当初と年度の終わりに県との協議を行っているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第15号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号「令和5年度太宰府市水道事業会計予算について」、執行部より、令和5年度においては給水戸数2万6,784戸、年間総給水量563万6,400 $\text{m}^3$ 、1日平均給水量1万5,400 $\text{m}^3$ を予定しており、収益的収入及び支出においては、収入を14億493万5,000円、支出を13億7,682万6,000円、資本的収入及び支出においては、収入を1億7,271万8,000円、支出を7億824万4,000円としているとの説明を受けました。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第21号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号「令和5年度太宰府市下水道事業会計予算について」、執行部より、令和5年度におきましては排水戸数3万1,413戸、年間総排水量734万4,156 $\text{m}^3$ 、1日平均排水量2万66 $\text{m}^3$ を予定しており、収益的収入及び支出においては、収入を17億8,448万3,000円、支出を14億3,297万8,000円、資本的収入及び支出においては、収入を4億3,968万2,000円、支出を10億1,928万7,000円としているとの説明を受けました。

委員からは、管渠等補修のための修繕費が増額しているが、管渠の調査で見つかった不具合箇所を補修する予定なのか、小さな陥没によって見つかった不具合箇所を随時補修する予定なのかとの質疑がなされ、執行部からは、下水道事業ストックマネジメント計画に基づいて管

渠の調査をしており、その調査で見つかった不具合の補修を行う予定であるとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第22号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。これから質疑を行います。

議案第3号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第15号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第21号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第22号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

議案第3号「市道路線の認定について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号に対する委員長の報告は可決です。本案を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第3号は可決されました。

〈可決 賛成16名、反対0名 午前10時48分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第15号「令和4年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第4号）について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第15号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時48分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第21号「令和5年度太宰府市水道事業会計予算について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時49分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第22号「令和5年度太宰府市下水道事業会計予算について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時49分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

○議長（門田直樹議員） お諮りします。

日程第20、議案第14号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」及び日程第21、議案第16号「令和5年度太宰府市一般会計予算について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました予算特別委員会の報告を求めます。

予算特別委員長 陶山良尚議員。

〔14番 陶山良尚議員 登壇〕

○14番（陶山良尚議員） 3月定例会におきまして予算特別委員会に審査付託されました議案第14号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」及び議案第16号「令和5年度太宰府市一般会計予算について」、その審査結果を報告いたします。

なお、審査内容の詳細につきましては、委員全員で構成された委員会であることから、その内容についてここで逐一報告することは省略させていただきます。後日配付されます会議録でご確認をいただきたいと思います。

それではまず、議案第14号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」報告いたします。

議案第14号は、令和4年度予算を歳入歳出それぞれ総額2億5,004万9,000円増額し、予算の総額を歳入歳出325億5,637万5,000円とするものであります。

主な内容としては、ふるさと納税収入について当初目標の10億円を大幅に上回る見込みとなったこと、歴史と文化の環境税も当初の見込みを上回る見込みとなったことから、歳入予算を増額するとともに、関連して必要となる歳出予算を計上するもの。また、歴史スポーツ公園の整備のため多額の寄附をいただいたことから、歴史スポーツ公園の照明の改修等を令和5年度にかけて実施するための予算のほか、令和4年度の国の補正予算にて採択された補助事業として、道路改良工事を令和5年度にかけて実施するための予算などが計上されています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第14号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第16号「令和5年度太宰府市一般会計予算について」報告いたします。

令和5年度の一般会計予算は、総額289億2,699万5,000円で、前年度予算と比較して1億984万5,000円、0.4%の減となっております。

審査におきましては、令和5年度一般会計予算書に計上された内容について総務部長から全般的な概要説明を受け、さらに各委員からの質疑に対しましては、予算説明資料及び予算審査資料等を参考にしながら、所管の部課長より詳細な説明を受け審査いたしました。

一般会計当初予算審査資料の請求に当たりましては、委員各位のご協力、また提出していただきました執行部の皆様方には、業務多忙の中にご対応をいただき、ありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

歳入歳出予算の審査後、債務負担行為、地方債、給与費明細書、諸調書についても詳細に審査を行いました。

執行部におかれましては、予算審査の中で委員から出されました指摘、意見、要望などにつきまして十分検討いただき、適切な処理をなされますようお願いいたします。

質疑を終え、反対討論の後、委員会採決の結果、議案第16号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告は終わります。

○議長（門田直樹議員） 報告は終わりました。

議案第14号及び議案第16号に対する質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査しておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第14号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第8号）について」討論を行います。

本案に対する討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第14号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時55分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第16号「令和5年度太宰府市一般会計予算について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 「令和5年度太宰府市一般会計予算について」、反対の立場で討論いたします。

コロナ感染防止のためのマスク着用が個人判断となり、市民の皆さんの表情がかいま見られるようになりました。

3点について述べたいと思います。

1点目、令和5年度当初予算は、市税で約2億3,700万円の増、寄附金約5億円の増を含む総額約290億円となりました。市民の皆さんの毎日の暮らしは、コロナ感染の影響、ウクライナ侵攻による経済への影響により、41年ぶりの物価高騰でゆとりがありません。令和4年度は、生活応援として下水道料金の免除、学校給食費の牛乳代の無償化など市民生活メニューが組まれましたが、今年度当初予算に見つけることはできませんでした。市民ニーズに応える令和の都だざいふ予算と銘打たれた予算編成とは言い難いものです。

2点目、総合戦略に沿って82の重点事業が提示されました。回遊性の向上やまほろば号を含む地域公共交通計画については、長年市民が特に改善を求めている案件ですが、今年度こそという具体性に欠けています。また、新規に掲げられました子どもの居場所・シングルマザー支援事業、今まさに必要な事業だと思います。しかしながら、子どもの第3の居場所づくりとして、ボランティアを含め活動されている市民の力を借りることもなく、また意見を聞くこともなく、NPO法人と連携し、地域全体で子育てを行う社会を目指す取組になり得るでしょう

か。

3点目、同和対策費について述べます。

2002年3月、政府は同和対策事業としてこれ以上の特別対策を行うことは問題の解決に有効とは言えないとして、対策事業を終結させましたが、太宰府市では、同和地区諸扶助支給規則で同和地区住民の生活困難な者に対して扶助するとし、いまだ老人医療費、介護サービス費の扶助費の支出を続けています。この規則は、太宰府市人権都市宣言に関する条例に基づいていますが、世界人権宣言の基本理念、全ての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるという立場からいけば、扶助されることにより差別されることにつながっていると考えます。

以上3点を反対理由として、討論いたします。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 議案第16号「令和5年度太宰府市一般会計予算について」、賛成の立場で討論いたします。

令和5年度一般会計予算は、市民ニーズに応える令和の都だざいふ予算と銘打たれた、予算規模としては、コロナワクチン関連予算を除き過去最大となるものです。また、施政方針の中に37回も使われている「さらなる」もしくは「さらに」というキーフレーズが、過去最大の予算に大きな期待を抱かせるわけですが、会派未来のまちの代表質問においては、「さらなる」の具体的な部分についてなるほどと納得できる回答を引き出すことがかなわず、残念に思っています。

さて、令和5年度予算の97項目に及ぶ重点項目の中で、筑紫野市との連携推進については僅か2行の記述ではありますが、実のところ大いに注目しております。この施策は、予算的にはコストがゼロの経費が要らない取組なのですが、筑紫野市との連携推進を絡めて取り組むことにより、多くの重点項目の事業効果を高めることができると考えます。具体的には、産業、文化、観光、交通、都市計画等に関する重点項目の数々ですが、まさに「梅」プロジェクトなどは、本市だけで取り組むのではなく、両市で取り組む大きな展開にはいかがでしょうか。

楠田市長におかれましては、既に平井一三筑紫野市長と会談されたとのこと。令和5年度が太宰府、筑紫野両市にとっての連携元年になるようお願いいたしまして、私の賛成討論いたします。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。

議案第16号「令和5年度太宰府市一般会計予算について」、賛成の立場で討論させていただきます。

本年度の予算において、様々な分野で多岐にわたり予算がつけられており、大変喜ばしく感じております。

しかし一方で、私の一般質問でも市長のビジョンについてお尋ねしましたが、様々な施策に

関して一貫したビジョン、つまり目標を設定し、何年後をめどに、どれぐらいの規模で、どれぐらいの経済効果や市民への恩恵が望めるといったような一つのつながりの計画性が感じられません。現状では、国や県の方針に沿って行き当たりばつりに手をつけているような予算に私は感じております。ぜひともこの予算が今後血の通った施策として、市のため市民のために役立ちますことを希望しまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 賛成の立場を表明した上で、意見を述べます。

予算審議に当たり、事前認識した線が2つあります。1つは基金の使い方、ふるさと納税を原資とする基金が創設され、積上げが始まっているので、その適切な活用法を考えるためです。2つ目は、ここ二、三年に予定されている各種の計画のタイムテーブル、昨年の総合計画に関する請願、私自身が行った12月の一般質問、それに加えて、予算案が示される直前の2月20日になされた報道を踏まえています。内閣府の有識者会議が、行政計画について、策定の必要性を含め原則自治体判断に委ねるという見解を示したとの報道です。

一般質問は、内閣府を念頭に置いたものではありませんので、論点は未分化でしたが、相当程度に視点が重なっていたと思っています。予算化されている計画は策定するということがしょうが、国の動向を意識して市役所が策定業務を進め、各種の計画の相互関係に留意することは大切だと考えます。まずは、観光推進基本計画がその対象となるのではないのでしょうか。

事後的な意見を1つ述べます。

昨年の決算特別委員会における回答の修正が、予算特別委員会の表決後に行われました。修正は予算特別委員会前に行われるのが筋ではないのでしょうか。もしも修正報告が予算審査後、表決前であったなら、賛否を留保するために委員会では予算案に反対すると討論した可能性が高い。回答の修正は表決に影響するということです。

そもそも無責任な回答がなされたことに原因があるとはいえ、また太宰府市議会では決算、予算をそれぞれに特別委員会を設けているとはいえ、決算と予算は一連の過程にあることを思い起こしていただきたいものです。実際私は、予算立ての心配をしていると決算特別委員会で発言しています。

報告が事後であったことで発言機会を奪われた内容を討論に加えます。

歴史スポーツ公園の寄附された倉庫が財産に関する調書に記載されていないという不備を、決算特別委員会で指摘しました。それは担当課間の連絡欠如によると委員会後に説明されたと記憶しています。

次に、全ての倉庫が寄附されたのかとの問いに対する回答が、実は全てではなかったと今回修正されました。

もう一点、言及されてしかるべき点があるはずですが。私は、決算特別委員会で、きちんと手続上の瑕疵がなかったのかどうか報告していただきたい旨の発言をしていますが、その際、太宰府市公有財産規則第13条で様式の定められた寄附申込書と実際に寄附者から受け取ったとい

う届出書で用語を使い分けています。13条には、申込書を添えて市長の承認を受けるという手続が定められています。

会議録に残る質疑には、財産取得に伴う調査事項についても回答が残されていますので、市が規則に基づき公有財産を取得するという認識でいたことは確実です。しかし、私の知る限り、この財産取得は、届出は受けていても、規則に定められた書類手続を経てなされたものではありません。正規の手続を経ていないということは、果たして本当に正当に取得された市の財産、行政財産であると言えるのかどうか疑問が残ります。そのような財産、引用符付きの財産から使用料を取っていることになります。おかしくありませんか。

少なくとも、令和3年度の決算について言えば、寄附を受けていないどころか、不正に設置されたままの私物である倉庫から使用料を受け取っていたことが、今回の修正報告で確定したと言えるでしょう。

門田議長が予算特別委員会で指摘、提案されたことを念頭に申しますが、全く無理筋で進められてきた歴史スポーツ公園の倉庫黙認は、もはや取り繕うことができないことが、予算書上、決算書上にも表面化したと言うほかありません。無理をしているなら、異なる課の間での連携を取れず、正規の手続を経ることもできないと断ずるしかありません。むしろ、正規の手続を取れなかったことが良識のあかしなのでしょう。無理を正規の手続に乗せるのはかえって違法と言うべきかもしれませんから。公園条例を改正したけれども、これらの倉庫を公園施設として扱うことはできないとした判断の健全さを思い起こしてください。

ここ数年、私は都市公園法や地方自治法に言及しつつ、あえて技術的に問題の解決を求める形を取ってきましたが、私の根本認識は、青少年の教育にとって最低の事態が、行政の主導の下で一貫してさらに悪化し続けているというものです。教育長が替わられたところで、いま一度その点にも言及しておきます。

市長は施政方針で、公園、公民館……。

○議長（門田直樹議員） 笠利議員、もう少しまとめてください。一般質問ではありません。

○11番（笠利 毅議員） あと10行ほどです。

公園、公民館、公共施設の再定義をうたわれています。歴史スポーツ公園については、既に公の定義が失われています。再定義以前に正すべき不正があります。原因ははっきりしており、市長には厳正、公正な判断と、職員への明確な指示が義務として課されていると考えます。

既に委員会で賛成の手を挙げており、この判断をここで曲げることはあえてしません。しかし、公正は行政の生命線です。不正の存在を前提とした決算審議、予算審議に、3度目はもはやないと言い添えておきます。

長くなりましたが、以上です。

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第16号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

○議長(門田直樹議員) 多数起立です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対1名 午前11時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22から日程第24まで一括上程

○議長(門田直樹議員) お諮りします。

日程第22、議案第23号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第9号)について」から日程第24、議案第25号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」までを一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 楠田大蔵 登壇〕

○市長(楠田大蔵) 令和5年太宰府市議会第1回定例会最終日を迎えまして、本日ご提案申し上げます案件は、補正予算2件、指定管理者指定1件、合わせて3件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号から議案第25号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第23号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算(第9号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策について様々な見直しが進む中で、このたびワクチン接種については令和5年度も自己負担なく実施することが国から示されたことから、本市においても令和5年度にワクチン接種事業を実施する上で、本年度内に契約手続が必要となる業務について債務負担行為を設定するものであります。また、あわせまして、繰越明許費の追加を1件計上しております。

次に、議案第24号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ5億1,824万4,000円を追加し、予算総額を294億4,523万9,000円にお願いするものであります。

主な内容といたしましては、議案第23号でもご説明いたしました新型コロナウイルスワクチン接種事業について必要となる各種費用を計上しております。そのほかには、依然、原油価

格、物価高騰などが続き、市民生活に大きな影響を及ぼす中で、先日来の複数の質疑でも答弁しましたように、子育て支援策をさらに充実させるべく、子育て世帯の経済的負担を増やさずに小学校給食の安全性や質を維持するために給食費の一部を補助する費用、病児保育事業において利用者負担を無償化する費用を計上しております。

次に、議案第25号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」ご説明申し上げます。

太宰府市立学童保育所の指定管理者につきましては、現在株式会社テノ．サポートを指定しておりますが、今般、企業内の合併に伴い、当該法人の権利業務の一切を株式会社テノ．コーポレーションが引き継ぐこととなりました。つきましては、令和5年4月1日付で、株式会社テノ．コーポレーションを指定管理者として指定するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

自席へどうぞ。

お諮りします。

日程第22から日程第24までは、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑を行います。

議案第23号「令和4年度太宰府市一般会計補正予算（第9号）について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第23号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時10分〉

○議長（門田直樹議員） 次に、議案第24号「令和5年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第24号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時11分)

○議長(門田直樹議員) 次に、議案第25号「太宰府市立学童保育所の指定管理者の指定について」質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第25号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(門田直樹議員) 全員起立です。

よって、議案第25号は可決されました。

(可決 賛成16名、反対0名 午前11時11分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 発議第1号 太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長(門田直樹議員) 日程第25、発議第1号「太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 長谷川公成議員。

[16番 長谷川公成議員 登壇]

○16番（長谷川公成議員） 発議第1号「太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」提案理由を説明いたします。

令和3年に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律において、個人情報の保護に関する法律が改正され、現在、個々の地方公共団体が条例等において定めている個人情報保護制度についても、改正後の法律について全国的な共通ルールが規定されることとなっております。

このため、市の執行機関は改正後の法律が直接適用されることとなりますが、地方議会は国会や裁判所と同様にその独立性を確保するという考え方から、改正後の法律における地方公共団体の機関から除外され、適用対象外とされています。

しかしながら、改正後の法律に基づく個人情報の適正な取扱いを確保する責務が課せられていることから、本市議会が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定め、個人の権利を保護することを目的とした条例を新たに制定する必要があることから、今回、全6章57条及び附則から成る条例を提案するものであります。

詳細につきましては、配付しております議案書及び新旧対照表のとおりでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（門田直樹議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今回の条例制定につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。ただ、意見をつけさせていただきたいということでございます。

本条例の改正案の中の附則第2項に、太宰府市自治基本条例との整合性を合わせるために、自治基本条例の改正案を示されております。そのうち、自治基本条例第14条第4項、その部分が、この基になっております基本法と、太宰府市議会の個人情報の保護に関する条例というものについて、それぞれ主語が議会及び市長という形で記載されております。この文言の使い方

は、形式的に捉えますと、市長が太宰府市議会の基本条例に対して口を出すことができるという形になってまいります。これは恐らく形式的なものですけれども、実質的にそれぞれ独立しているとはいっても、法律的な技術としては非常にちょっと不適切ではないかと思っております。

以上の意見を沿えまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 11番笠利毅議員。

○11番（笠利 毅議員） 賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

論点は森田議員が今指摘されたことと同じですけれども、内容、自治基本条例に加えられる書換えの部分ですが、私どもは内容を子細に検討した上で賛否を判じていますから、間違っ読むことはないかと思っておりますけれども、自治基本条例が初めて読む人も多い条例であるという性格を考えると、誰にでも明確に分かる形で条文を書く努力がもう少しなされればよかったかなと私は感じております。

それだけ意見した上で、賛成といたします。

○議長（門田直樹議員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（門田直樹議員） 全員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時17分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第26 閉会中の継続調査申し出について

○議長（門田直樹議員） 日程第26、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会から、太宰府市議会会議規則第110条の規定により継続調査についての申出がっております。

お諮りします。

それぞれの申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門田直樹議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和5年太宰府市議会第1回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認めます。

よって、令和5年太宰府市議会第1回定例会を閉会します。

閉会 午前11時18分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和5年5月17日

太宰府市議会議長 門 田 直 樹

会議録署名議員 神 武 綾

会議録署名議員 陶 山 良 尚